

鳥取県震災対策アドバイザー派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、BCPコンサルタント等の専門家（以下「震災対策アドバイザー」という。）を派遣し、工場・店舗等の危険箇所や非常時対応などのリスク診断を行い、業種業態ごとに異なる具体的な改善提案のアドバイスを行うことで、災害時の被害を軽減するための取組みを後押しするとともに、震災等への備えや事業所内の体制づくり、BCP策定等に繋げることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

次のいずれかに該当する者をいう。

ア. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者のうち、鳥取県内に本社又は本店を有する者。

イ. 上記中小企業者のほか、鳥取県と災害時応援協定を締結している者。

(2) 震災対策アドバイザー

次のいずれかに該当する者をいう。

ア. NPO事業継続推進機構が付与する事業継続主任管理者、またはBCMS（事業継続マネジメントシステム（IS022301/BS25999））の認証を取得している企業において中心となってBCMSの運用を実践している者。

イ. 防災対策・リスク診断に関し高い知識を有すると認められ、リスク診断・評価業務に5年以上従事した経験がある者。

(事業内容)

第3条 県は、震災等への備えとして、専門家の視点による簡易なリスク診断及び具体的な震災対策のアドバイスを求める中小企業者等に対し、診断・助言等を行う震災対策アドバイザーを派遣する事業を行うものとする。

(震災対策アドバイザーの役割)

第4条 震災対策アドバイザーは、中小企業者等の業種業態ごとに異なる危険箇所のチェックや非常時対策などのリスク診断を行い、中小企業者等の実情に応じて災害時に被害が軽減できるよう改善提案、助言を行うものとする。

(震災対策アドバイザーの登録)

第5条 震災対策アドバイザーの登録を希望する者は、「鳥取県震災対策アドバイザー登録申請書」（様式1）を県に提出するものとする。

2 県は、申請のあった内容を審査の上、第2条第1項第2号に掲げる要件を満たす者を震災対

策アドバイザーとして登録する。

3 県は、登録した震災対策アドバイザーの名簿を作成し、公開するものとする。

(派遣要請方法)

第6条 震災対策アドバイザーによる診断・助言等を希望する中小企業者等は、「鳥取県震災対策アドバイザー派遣要請書」(様式2)を県に提出するものとする。

2 中小企業者等は、前項の要請書の提出に当たって、登録された震災対策アドバイザーの中から派遣を希望する震災対策アドバイザーを指名することができる。

(派遣の決定)

第7条 県は、中小企業者等から派遣要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否を決定し、その旨を派遣要請した中小企業者等へ連絡するとともに、派遣する震災対策アドバイザーに診断・助言等の実施を依頼するものとする。

(震災対策アドバイザーの派遣日数・期間)

第8条 一企業が利用できる震災対策アドバイザーの派遣日数は、原則1日(3時間まで)とする。ただし、商工政策課長が特に必要と認めた場合は、派遣日数を延長することができる。

2 派遣期間は、派遣要請年度の2月末までとする。

(報告書の提出)

第9条 派遣された震災対策アドバイザーは、本事業に係る診断・助言等が完了した時は速やかに、「鳥取県震災対策アドバイザー業務報告書」(様式3)を県に提出するものとする。

2 県は、前項による報告書の提出を受けたときは、その内容を確認した上で、震災対策アドバイザーに対し、診断・助言等に要した経費を別表に掲げる額の範囲内で遅延なく支払うものとする。

(実地調査)

第10条 県は、必要に応じ、派遣を受ける中小企業者等に赴き、震災対策アドバイザーの診断・助言が適切に行われているか確認することができる。

(事後評価及び効果の確認)

第11条 県は、適宜、震災対策アドバイザーの派遣を受けた中小企業者等に進捗状況や、事業効果について確認できるものとする。

(守秘義務)

第12条 県及び派遣された震災対策アドバイザーは、診断・助言等する上で知り得た中小企業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(関係機関との連携)

第13条 県は、本事業の円滑な実施を図るため、商工会議所、商工会等の関係機関と連携し、中小企業者等からの支援依頼に的確な対策が図れるような体制を整備するものとする。

(震災対策アドバイザーの登録事項の変更)

第14条 震災対策アドバイザーは、登録事項に変更が生じた場合は、「鳥取県震災対策アドバイザー登録事項変更申請書」(様式4)を県に提出するものとする。

附則

この要領は、平成29年4月17日から施行する。

別表

謝 金	30,000円
旅 費	鳥取県職員の旅費等に関する条例(昭和45年7月15日鳥取県条例第48号)により定める額とする。ただし、上限額を10,000円とする。